

燃ゆる感動かごしま国体・かごしま大会交流ひろば設置・運営業務委託仕様書

1 業務の目的

「第75回国民体育大会（燃ゆる感動かごしま国体）」及び「第20回全国障害者スポーツ大会（燃ゆる感動かごしま大会）」（以下、「国体等」という。）に合わせ、市民及び全国からの来訪者に対し本市開催競技の観戦促進や観光・文化など魅力発信を行うために、交流ひろばを設置・運営する。

2 委託期間

契約締結日から令和2年10月30日（金）まで

3 業務委託の内容

- (1) 交流ひろばは10月2日（金）～10月4日（日）に実施し、企画から準備、当日の運営を受託者で行うものとする。
- (2) 内容は本市の歴史・文化、食、自然などの魅力発信や市民の観戦意欲の向上につながるのと同時に、市民と来訪者の交流につながるプログラムを含むもので、話題性、集客力、PR効果が高いものとする。
- (3) 適切な時期にメディアやチラシ、ポスターなどの媒体を活用した周知広報を実施すること。また、イベントへの参加を期待する層への効果的な情報発信を行うこと。
- (4) 交流ひろばは単独での実施のほか、他のイベントとの連携を積極的に行うこと。
- (5) 会場はアミュ広場とする。なお、鹿児島中央駅東口と中央町19・20番街区再開発ビルを結ぶペDESTリアンデッキの活用も可とする。アミュ広場の設営は10月1日（木）21：00以降に行うものとし、撤去は10月4日（日）の21：00までに行うものとする。
- (6) イベントの開催に係る一切の経費は委託料に含むものとする。

4 成果品

- (1) 成果品は次のものを予定している。

- ア 業務実施報告書 2部
- イ 交流ひろばの記録写真 2部
- ウ 制作した広報媒体 記録用1部
- エ 制作した広報啓発媒体 記録用1部
- オ その他本業務に必要なものとして作成したもの 2部
- カ アからオまでのデータを格納した電子媒体 2部

- (2) 成果品の提出

受託者は、業務が完了したときは速やかに所定の成果品を実行委員会へ提出し、検査を受けなければならない。また、受託者は、中間段階における成果品を求められたときは、速やかに実行委員会へ提出しなければならない。

- (3) 成果品の訂正

受託者は、提出した成果品の誤り又は訂正事項があった場合は、業務完了後であっ

ても実行委員会と協議のうえ、受託者の負担において速やかに訂正し、実行委員会へ再提出しなければならない。

5 業務遂行に関する協議等

(1) 業務計画書等の提出

受託者は、契約締結後10日以内に速やかに業務計画書を実行委員会に提出し、承諾を得ること。

(2) 業務担当者の選定

業務の遂行にあたっては、業務に精通した専門家等、適切かつ十分な人材を配置すること。

(3) 秘密の保持

受託者（受託者が雇用した者も含む）は、委託業務の遂行上知り得た一切の事項について、業務中はもとより業務完了後もこれを第三者に漏えいしてはならない。

(4) 業務の報告

受託者は、業務の遂行について随時、経過報告を実行委員会へ行い、実行委員会との密接な連携に努め、その指示に従うものとする。

6 資料等の貸与及び返還

(1) 資料等の貸与

受託者は、業務の遂行に必要な資料等の貸与を実行委員会へ申し出ることができる。

(2) 資料等の返還

受託者は、貸与された資料等について業務の完了後速やかに実行委員会へ返還しなければならない。

7 成果品の帰属

本委託契約の実施に伴い取得した物品、特許権及び著作権等は、原則として実行委員会に帰属するものとする。

8 国体等の中止等の場合の支払い

荒天その他の理由により、国体等が中止もしくは日程変更等になった場合、委託業務の経費については、実際に生じた支払額に応じ、相互協議のうえ燃ゆる感動かごしま国体・かごしま大会交流ひろば設置・運営業務委託契約書第10条第1項の対象とする。